平成	年度分	市町村民税 道府県民税	住宅借入金等特別税額控除申告書
	(確定	申告書を提出す	する納税者用)

受付						
ED ED	現住	:所			整理番号	
	7012	-/// 1				
	1月1					
	の住	所			電話番号	
市町村長	殿 住宅借入会 控除の対					
提出年月日	物件の原	新となる 折在地				
	フリ:				生年月日	
年月	日 氏:	名	印	明•天 昭•平	•	•

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日	(注1)	新築又は購入	、平成	年	月	日
		増改築等	平成	年	月	日

8

9

(11)

(12)

(13)

(14)

が 計 15

(16)

(17)

(18)

得

税法

等改正法

施行前

 σ

の所得税

相当

額

注

5 + 6 + 7

期譲

長期 譲渡

株式等の譲渡

先 物 取 引

租税条約実施

特例法における 利 子 ・ 配 当

⑨から⑭までの

配当控除の額

投資・リース

8+15-16-17

税額等控除の額

売却価格

分の

離

税

 σ

所

税

税

額控

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円) 前年分の所得税額 (税額控除前) 前年分の所得税の住宅借入金等 1 19 相 (マイナスの場合は、0) 前年分の所得税の 課税総所得金額 19 - 16 - 17(20) (2) 前年分の所得税の 課税山林所得金額 ①と®のいずれか少ない 3 **(1)** 控 (マイナスの場合は、0) 市町村民税・道府県民税 前年分の所得税の 課税退職所得金額 4 除 の住宅借入金等特別税額 2 見 貊 額 ② に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額 (5) 0 市町村民税の住宅借入金 計 等 特 別 税 額 控 除 額 (② × 3/5) 道府県民税の住宅借入金 3 成 算 6 所得税額相当 額 十八 **4** 寺別税額控除額 ②20 × 2/5) 年所 7 所得税額相当額

- (注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている 場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住 の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分 に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けてい る場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそ れぞれ記載してください。
- (注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいませ

整	
整理欄	
1 ⊘ z ==1±	北西領な会昭してください

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

(マイナスの場合は、0)

住宅借入金等特別税額控除申告書記載要領

(確定申告書を提出する納税者用)

この申告書は、所得税の確定申告書を提出する方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月 日を記載してください。

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税 額控除額の計算

平成19年分の所得の内容等について、以下のとおり記載してください。

(1)「①」欄

平成 19 年分の所得税の確定申告書 A の「②」欄又は平成 19 年分の所得税の確定申告書 B の「③」欄の金額を記載してください。

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合において、平成19年以後に居住の用に供した家屋等に係る住宅借入金等を有するときは、これを除いて計算した金額を記載してください。

(2)「②」欄~「④」欄

「②」欄は平成 19 年分の所得税の確定申告書 A の「②」欄又は平成 19 年分の所得税の確定申告書 B の「②」欄(平成 19 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)を提出される場合は「④」欄)の金額を、「③」欄は平成 19 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「③」欄の額を、「④」欄は平成 19 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「②」欄の額を、それぞれ記載してください。

(3)「⑤」欄・「⑦」欄

次の【税額表】により、②・④の金額の区分に応じた計算式に 当てはめて計算した金額を、対応するそれぞれの欄に記載して ください。

【税額表】

②・④の金額	⑤・⑦の金額	
1,000円~3,299,000円	②·④×0.1	
3, 300, 000 円~ 8, 999, 000 円	②·④×0.2 — 330,000円	
9,000,000円~17,999,000円	②·④×0.3 -1,230,000円	
18, 000, 000 円~	②·④×0.37-2,490,000円	

(4)「⑥」欄

次の【税額表】により、③の金額の区分に応じた計算式に当て はめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

③の金額	⑥の金額		
1,000円~16,499,000円	③×0.1		
16,500,000円 ~ 44,999,000円	③×0.2 - 1,650,000円		
45,000,000円 ~ 89,999,000円	③×0.3 - 6,150,000円		
90, 000, 000 円 ~	③×0.37-12,450,000円		

(5)「⑨」欄

肉用牛の売却による農業所得があり、これについて租税特別措置法第25条第2項の規定の適用を受ける場合、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額の5%相当額の金額を記載してください。

(6)「⑩」欄~「⑬」欄

「⑩」欄は平成 19 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「⑫」欄の額を、「⑪」欄は平成 19 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「⑬」欄の額を、「⑫」欄は平成 19 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「⑭」欄の額を、「⑬」欄は平成 19 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)の「⑰」欄の額を、それぞれ記載してください。

(7)「4」欄

国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等 及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得 税額の合計額を記載してください。

詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(8)「16」欄

平成 19 年分の所得税の確定申告書 A の「②」欄又は平成 19 年分の所得税の確定申告書 B の「②」欄の額を記載してください。

(9)「①」欄

平成 19 年分の所得税の確定申告書 B の「②」欄の額を記載してください。

(10)「①9」欄

平成 19 年分の所得税の確定申告書 A の「②」欄又は平成 19 年 分の所得税の確定申告書 B の「②」欄の額を記載してください。

(11)「②」欄・「②」欄

「②」欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨て、「②」欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り上げて記載してください。

3 この申告書は**平成20年3月17日**まで(市町村民税・道府県 民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)に、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村あるいは 確定申告書を提出する税務署に提出してください。